

令和7年度 第1回大阪府障がい者自立支援協議会 議事録

開催日時：令和7年10月17日（金） 午後2時～午後3時45分

会場：国民會館 武藤記念ホール 中ホール

出席委員

石井 寛人	特定非営利活動法人 高槻子育て支援ネットワークティピー 理事 (大阪府障がい者相談支援アドバイザー)
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
大嶋 基	社会福祉法人 四幸舎和会 法人事業部長
黒田 隆之	桃山学院大学 社会学部 教授
潮谷 光人	東大阪大学 こども学部こども学科 教授
谷川 耕一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事 兼 事務局長
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 教授
辻 博文	医療法人清風会 茨木病院 法人事務局長 兼 診療支援部長 (大阪府障がい者相談支援アドバイザー)
辻本 知也	太子町 健康福祉部 福祉介護課長
寺田 一男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
難波 志保	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 部長
羽室 剛	大阪精神障害者地域生活支援連絡協議会 会長
平野 貴久	社会福祉法人 北摂杉の子会 常務理事
古山 とし	公益社団法人 大阪府看護協会 副会長
本多 義治	一般社団法人 大阪精神科病院協会 副会長
前川 たかし	一般社団法人 大阪府医師会 理事
松本 孝	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 大阪障害者職業センター 所長
水島 群子	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 じょぶライフだいせん 所長
李 利彦	医療法人宏彩会 李クリニック 院長

令和7年度 第1回大阪府障がい者自立支援協議会

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度第1回 大阪府障がい者自立支援協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

協議会事務局を務めます障がい福祉企画課でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議の開会に先立ち、福祉部障がい福祉室長よりご挨拶申し上げます。

○障がい福祉室長

令和7年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多忙の中、当協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日の会議は、主に本協議会による地域支援の取り組み状況及び令和7年度における各部会での活動状況をご報告いただきまして、その上で、皆様に議論していただく予定です。

また、令和5年3月に提言いただいております、「地域における障がい者等への支援体制」にかかる現在の取り組み状況等につきましても、ご報告させていただきます。

大阪府といたしましては、各市町村において設置されている自立支援協議会と連携し、障がいのある方々の地域での自立と、安心して暮らせる社会の実現に向けて、引き続き、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆さまには、当協議会での議論が有意義なものとなりますよう、忌憚のないご意見・ご提案等をいただきますようお願い申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

本日ご出席の委員の皆様につきましては、お手元の出席者名簿に沿いまして、ご紹介させていただきます。

（委員紹介）

また、本日オンラインにてご参画いただいております委員におかれましては、お時間の都合上、途中退席されるご予定となっておりますので、会議の円滑な進行にご協力をいただきますようお願いいたします。

本日は委員数28名のうち、20名のご出席をいただいております。

大阪府障がい者自立支援協議会規則（以下「協議会規則」という。）第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席をもちまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。

（資料確認）

それでは大阪府附属機関条例及び協議会規則に基づき、本協議会を運営してまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

なお、本協議会は、運営要綱の規定により、「原則公開」としております。

個人のプライバシーに関する内容について、ご議論いただく場合は、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくことになりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合は、お申し出ください。

また、この会議では、点字版の資料を使用されている委員がおられます。

情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくり、かつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的なページ番号を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

本日の会議は、16時までを予定しておりますので、会議の議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、協議会規則第5条に基づき、本日の議長を会長をお願いいたします。

会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長

メール等で会長に任命されましたので、今日初めてこの場でこの役をさせていただきますが、バトンを渡されましたので、頑張ってやっていきたいと思います。大学の方では、障がい者福祉を教えています。

一言挨拶と書かれていますので、一言話させていただきますと、皆さん万博は行かれましたでしょうか。私も特に行く予定はなかったのですが、ちょうど先週、障がい者ダンスのイベントがありまして、機会をいただきまして、仕事終わりの夕方から行かせていただきました。

大阪の堺にあるビッグ・アイという、国際障害者交流センターの方たちが中心になって、海外の障がいのあるダンサーの方たちもやってきて、2時間くらいのイベントがありました。すごくいいイベントで、感動して終わったんですが、改めて、海外のダンサーの方とか、障がい者のダンスが万博で開かれるような社会になってきたんだなということで、昔の万博から55年くらい経っているんだと思いますが、障がいのある方たちが、いろんなところで活躍できる社会になってきたんだなということを改めて実感するとともに、この自立支援

協議会含め、障がいのある方々の様々な権利が保障され、安心して障がいのある方が暮らせる社会づくりに私も貢献出来たらという気持ちで、今日はやってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります前に、各部会の部会長につきましては、協議会規則第6条第3項の規定に「部会に部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たる」とされていますので、既に私の方から指名させていただいております。

また、各部会委員についても、協議会規則第6条第2項の規定により「部会に属する委員等は、会長が指名する。」とされていますので、既に私の方から指名させていただきました。各部会の名簿を委員の皆様のお手元に配布させていただいておりますので、ご参照いただけたらと思います。

各部会の部会長やメンバーになっていらっしゃる方もいるとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

まずは議題 1「大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて」、資料 1 に沿って、事務局の方から、ご説明の方よろしくお願いいたします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。それでは、大阪府障がい者自立支援協議会における地域支援の取り組みについて、事務局よりご説明させていただきます。

まず資料 1 をご覧ください。墨字版、点字版ともに 1 ページからとなります。

協議会では、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた地域における障がい者支援のバックアップなどを主に協議しております。

協議会の具体的な取り組みとして、平成 29 年度より、市町村における地域自立支援協議会について、ヒアリング等で現状を把握し、課題や対応策を整理・検討した上で、それらの課題解決のため、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、助言等による後方支援を実施することとしております。

なお、ここで言う「大阪府障がい者相談支援アドバイザー」とは、平成 19 年度に地域自立支援協議会の設置支援を目的として創設されたもので、地域における相談支援体制作りや協議会活性化のために助言等を行っていただく方でございます。

それでは、今年度のアドバイザー派遣候補先について説明をさせていただきます。

まず、派遣候補先を選定するにあたり、3市の地域自立支援協議会に対し、ヒアリングを実施しております。ヒアリングの実施にあたっては令和 7 年 3 月に実施した市町村アンケートから、特に自立支援協議会の運営に課題を感じていると回答した市町村や、記載内容から課題が見受けられた市町村、協議会派遣のアドバイザーを希望する市町村をヒアリング候補とし、大阪府障がい者相談支援アドバイザー会議にて検討いただいた結果、アドバイ

ザー派遣により地域協議会のさらなる活性化が見込まれると期待できる門真市を今回選定させていただきました。

その門真市について、墨字版の 2 ページをご覧ください。点字版は4ページの6行目からになります。

まずは新たな派遣候補となる門真市でございます。

始めに、現状ですが、地域自立支援協議会の運営については、どの専門部会も地域課題の抽出や課題解決に取り組むことを目的の一つとしていますが、地域課題の把握方法が共有できておらず、一部の部会では目的の達成に至らないことが多く、地域自立支援協議会の機能を十分に活用することができていない状況です。

また、基幹相談支援センターは委託が担当しています。三層構造の役割分担、一定の仕分けはできていると考えているようですが、基幹相談支援センターが地域自立支援協議会にどれだけのマンパワーを割くのか、委託の役割をどうするのかについて不明瞭な状況となっております。

次に課題としましては、主に三つの課題があります。

1 点目は、構成員が共通の目標を常に持ち、地域課題に対して前向きに取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割を構成員が十分理解する必要があること。2 点目が、会議体・組織の整理と運営の見直しを検討する必要があること。3 点目が、地域課題の抽出や課題解決までの道筋を理解し、個別の課題について、現状の社会資源では解決できない支援課題を集約・分析し、地域課題として共有したうえで解決するよう取り組む必要があること。以上3点が課題となります。

派遣理由としましては、まずは、地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。次に、アドバイザーが地域の実情を把握した上で、地域自立支援協議会・組織の整理とその運営方法の改善等について検討を行うこと。また、相談支援部会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた、地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行うこととしております。

続きまして、令和4年から継続して派遣している泉大津市・忠岡町、令和5年から派遣している池田市、令和6年度から派遣している交野市に対するこれまでの取り組みと、今後の方針案についてご説明をいたします。資料は、墨字版は3ページに、点字版は8ページの真ん中 10 行目からになります。

現在、派遣しておりますこれら3つの地域自立協議会の今後の方針案については、いずれも「継続」としております。具体的な各市町の状況をご説明いたします。

墨字版の4ページをご覧ください。点字版は 10 ページ9行目以降になります。

まず、令和4年度に泉大津市・忠岡町へ派遣した経緯・理由です。

派遣理由としましては、協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域

課題の解決に取り組んでいけるよう、協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。

次に、基幹相談支援センターの設置を含めた相談体制全体の見直しを図るとともに、協議会の運営方法等について検討を行う。また、地域課題の抽出方法や抽出した課題を解決していけるよう、協議会の仕組みの構築等の助言を行うこととさせていただきます。

具体的な支援内容でございますが、令和4年度に、まずは協議会の構成員に協議会の目的や役割・機能を再確認する必要があると助言し、令和5年度当初に市町の職員に対し、協議会の役割等についての講義を行いました。その後、相談支援の役割を明確化することから、令和5年度末から、委託相談支援事業所の相談支援専門員に対し、地域アセスメントを実施しております。令和6年度は、地域アセスメント結果をさらに深めることを目的として、指定特定相談支援事業所等からヒアリングを行い、アドバイザーによる第2期地域アセスメントを実施し、その結果、導き出された相談支援体制や、協議会等の課題案および、課題解決方法をアドバイザーが提示し、今後の進め方について協議を行っております。

令和7年度は、相談支援部会の下に相談支援三層構造検証ワーキングを設置しまして、まずはその目的や役割、相談支援三層構造の整理と明確化、協議会の目的や役割の明確化、相談支援専門員のための情報共有・集約ツールの作成等の検討項目を整理いたしました。また、相談支援部会の中で出た地域課題案を事務局会議で検討し、地域課題になるか どうかを検討する場とし、地域課題の抽出プロセスを実践しております。さらに、相談支援体制に係る地域アセスメント実施に向け、新規計画を導入しやすい条件等の相談支援専門員向け聞き取りツールを作成しているところです。

今後の見通しですが、協議会の目的である地域課題の抽出と その解決に向けた協議は、相談支援部会が軸になって行う必要があることから、今後、協議会内に上記アセスメントの参加者を中心とした相談支援部会を新設し、個別課題の事例検討を複数回実施することにより、地域課題抽出プロセスの実践を行います。また、忠岡町の基幹相談支援センター設置に向けて、事業内容等の整理、役割分担の整理とともに運営について助言等を行う必要があります。そのため、引き続き、泉大津市・忠岡町の自立支援協議会へのアドバイザーの派遣を継続したいと考えております。

続きまして、池田市でございます。

墨字版は6ページをご覧ください。点字版は17ページ下から4行目以降となります。

令和5年度に池田市へ派遣した経緯・理由です。派遣した経緯・理由としましては、まずは、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。次に、アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行い、相談支援連絡会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行うこととしております。

具体的な支援内容でございますが、令和5年度末にアドバイザーから、現在の協議会の運

営状況を踏まえると、ある程度運営会議で整理した上で、協議会の構成員間で、協議会の目的や役割・機能を再確認する必要があることを助言しております。令和6年度からは、アドバイザーが運営会議に同席し、令和6年度の全体会議・運営会議・各部会の年間計画について、全体会と各部会等の連動性を踏まえ、各会議の開催時期等を助言しております。

令和7年度は、運営会議において、上半期の取り組みの振り返りや、下半期の取り組みについて、検討内容のブラッシュアップ等、地域課題の抽出や全体会議との連動について助言を行いました。地域課題については、国の最新の施策動向についての情報や主任相談支援専門員連絡会を活用しながら、他市の先行事例などを参考に、事例検討と並行して、池田市に適したテーマに落とし込むようアドバイザーから助言を行いました。また、部会長を輪番制にして、自立支援協議会を身近なものとして感じることが出来る人材を増やしていく枠組みを作ること、部会の運営体制の見直しについては、会議体を乱立するのではなく、別枠としてプロジェクトチームを設けることを検討するなど、会議の運営体制を見直す手段があることを助言しました。

今後の見通しでございます。運営会議において、上半期の取り組みの振り返りや、下半期の取り組みについての検討内容のブラッシュアップ等、地域課題の抽出や、全体会議との連動について、必要に応じ、アドバイザー派遣をスポット的に実施し、引き続き助言を行う必要があります。そのため、引き続き、池田市の自立支援協議会へアドバイザーの派遣を継続したいと考えております。

続きまして、交野市でございます。令和6年度に交野市へ派遣した経緯・理由です。

墨字版の8ページをご覧ください。点字版は22ページ中央、11行目以降になります。

派遣した経緯・理由としましては、池田市と同様に、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。次に、アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行い、相談支援連絡会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行うことでございます。

具体的な支援内容でございますが、令和6年度は、行政・基幹相談支援センター受託事業所の役割について、市担当課、主任相談支援専門員、市内3か所の委託相談支援事業所を交えて共有し、委託相談支援事業所が抱える課題について聞き取りを実施しました。

そして、改めて派遣決定の目的や地域協議会の目的や役割等を共有し、現在の相談支援体制等の状況を、市担当課、委託相談支援事業所とともに整理のうえ、事業検証を実施しました。また、個別課題の事例検討から、地域課題の抽出プロセスの実践を行いました。令和7年度も引き続き、アドバイザー派遣に参加している事業所から個別課題の事例を出してもらい、事例検討から地域課題の抽出のプロセスの実践を行っているところです。

また、相談支援事業の整理表をまとめ、相談支援三層構造の事業内容や官民の役割分担等の整理を行い、検討を行っているところです。

アドバイザーからは、「障がい者相談支援事業マニュアル」の作成や「交野市相談支援体制のありかた検討ワーキング」を令和7年度末目標にたちあげを検討し、令和8年度から新たな相談支援事業を実施することを提案しております。

今後の見通しでございます。引き続き、個別課題の事例検討から、地域課題の抽出プロセスの実践を行うことにより、参加者全員の協議会に対する認識を共有し、今後の役割分担の整理や円滑な協議会運営につなげてまいります。また、協議会事務局会議の機能強化に向けた取り組みを行ってきたため、地域アセスメントに基づいた自立支援協議会再編に向けた検討を行い、引き続き、協議会の運営方法について助言を行います。

そのため、引き続き、交野市の自立支援協議会へアドバイザーの派遣を継続したいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○会長

ありがとうございます。本日ご出席の委員が、アドバイザーとして、泉大津市・忠岡町と交野市の方に大阪府障がい者相談支援アドバイザーとして派遣されているようですので、委員の方から、事務局の説明に補足や追加等ございましたらお願いします。

○委員

アドバイザーとして、今説明のあった泉大津市と忠岡町及び交野市については、毎月行っております。それ以外にも、またご報告あると思いますが、市町村からのアドバイザー派遣の依頼ということで、別途、二つの町の方にも行っているところです。

いずれにしても、すべての私が行っているアドバイザー派遣に共有することを申し上げますと、自立支援協議会とは一体何かというところのご理解が曖昧になってしまっている部分と、それともう一つ決定的なこととしまして、相談支援という仕組みの中で、相談支援というと大きく四つ種類がございますが、それぞれの相談支援の役割ということをはっきり申し上げて、押さえきれていない、という現状が、共通した課題だったかと思います。

いわゆる、よくあるお話としては、基幹相談支援センターの役割が明確にされていない。なので、困った問題が起きたら、行政の方から基幹相談支援センターの方をお願い、処理して、という感じで渡すとかいうことも結構ありましたので、私の方で、いわゆる基幹相談支援センターや障がい者相談支援事業、いわゆる、委託相談。そして、計画を担う相談支援。これらの事業内容の整理ということを各市町において行いました。それによって、自立支援協議会の役割・機能と、自立支援協議会が、誰がどういう立場で引っ張っていくかというあたりも明確にしていくという作業を、これは2年くらいかかります、これを毎月やってきた次第です。

最近では、今のご説明の中にはなかったんですが、さらに進展する中で、協議会をけん引していく、引っ張っていくというのは、やはり、相談支援専門員、その中でも、とりわけ主

主任相談支援専門員がその役割を担うということを考えていくと、去年の４月から、いわゆる報酬加算において、主任相談支援専門員加算というのが国の方で制度設計されております。加算Ⅰ、加算Ⅱというのがございます。これは具体的には国の方から詳しいことは提示されておりますし、告知・通知でも出ておりますが、なかなか市町村において、具体的にじゃあ加算Ⅰ、加算Ⅱがどういう人かということが整理できていないので、さらに今アドバイザー派遣の中で、主任相談支援専門員の役割、加算Ⅰと加算Ⅱの整理ということも手掛けておりまして、これによって、主任相談支援専門員が協議会を引っ張っていく具体的な人だということが明確になってきて、綺麗に整理できたという感想もいただいております。

長くなりましたが、以上です。

○会長

ありがとうございます。

同じく、委員も、アドバイザーとして派遣されているとお聞きしていますので、何か補足等ありましたらお願いいたします。

○委員

私の方は、アドバイザーとともに、泉大津市・忠岡町の方にアドバイザー派遣として参画しております。今年度は相談部会の方に毎月参加させていただき、泉大津市・忠岡町の協議会が形骸化したところを立て直して、事例を検討し、地域課題をこれからいかに抽出していくかということの実践をしているところです。その部会に、相談支援専門員と行政職員が参画して実践を行っているところですけども、最終的には、市民でもある障がい者の最善の利益は何かといったところに繋がるように地域課題を解決していくことが目的にあるんだということの周知、理解が必要です。形骸化していたところは参加者のそれぞれの思いであり、本来はその周りにいる市民や障がいがある方の生活のところの話にまで至っていないということが何年も続いていたと思います。市民や障がいのある方に今後繋げていくという形で、協議会や部会を継続して行っていくという形になるかと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、事務局の方からの説明と、委員のお話を含めまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

議題としての提案としましては、門真市に新たにアドバイザーを派遣するということと、泉大津市・忠岡町と、池田市と交野市に関しては、継続派遣することが審議事項なんですけれども、それを踏まえた説明に関しましても、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。大丈夫でしょうか。

では、繰り返しになりますが、今年度新たに門真市に、新たにアドバイザーを派遣するこ

と、それから泉大津市・忠岡町、池田市、交野市に継続派遣するということで決定したいと思います。

○各委員

異議なし

○会長

それでは、続きまして、その他の市町村のヒアリングの詳細や地域自立支援協議会情報交換会等を実施されているということなので、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。

引き続き、市町村ヒアリングを実施した 3 市のうち、先ほどの門真市を除く 2 市の地域自立支援協議会に対するヒアリングの実施結果等についてご説明させていただきます。本日は、時間の都合上、各市の特徴的な部分についてのみ、簡単にご説明させていただきます。

まず、箕面市ですが、墨字版の 10 ページをご覧ください。点字版は 26 ページの中央、10 行目以降になります。まず、箕面市についてでございます。

箕面市の地域自立支援協議会は、運営会議と部会とで構成されております。前回行ったヒアリング実施時には、基幹である行政が主導し、部会等で議論するテーマを決めていたとのことでしたが、令和 5 年度からは、行政主導ではなく、座長を務める委託相談の 3 法人や主任相談支援専門員を中心に会議の内容を決めるように変化してきたとのことでした。また、令和 6 年度をとおして、主任相談支援専門員が主導し、基幹と委託、指定特定の役割分担、三層構造の整理を実施したとのことでした。さらに、今年度から新たに相談支援部会の下にワーキングを設置し、個別課題から地域課題を抽出する仕組みを構築するなど、協議会運営に関しては、基幹・委託ともに前向きな姿勢がうかがえたところでございます。

大阪府としましては、箕面市の協議会運営状況について引き続き注視し、好事例という形で他市町に展開できるようであれば、今後の情報交換会等で発表していただくのはどうかという風に考えているところでございます。

続きまして、八尾市についてです。引き続き、墨字版の 10 ページ、点字版は 28 ページの 6 行目以降となります。

八尾市の地域自立支援協議会は、本会議、事務局会議、サブ協議会と 4 つの部会で構成されているとのことでしたが、聞き取りを行う中で、本来、国が示している協議会の運営形態とは異なる部分が多々ありまして、協議会、部会等の役割の整理もできておらず、形骸化している印象を受けたところです。具体的には、4 つの部会について、部会長以外のメンバーが流動的であり、活動テーマごとに事業所に参加を呼びかけして、事業所職員が自由に参加

できることになっているという、研修のような形で行われております。八尾市としましては、事業所の意見を吸い上げる場として活用されているということでございましたが、部会の機能である検討・協議する場としては機能されていないと感じました。

なお、ヒアリングの際にも、大阪府から八尾市に対して、現状のままだと地域の支援が必要な人の声を拾い上げる体制・仕組みになっていないこと、協議会の運営体制等見直す必要があることを理由に、アドバイザー派遣を提案させていただいたんですけども、まずは自助努力で取り組んでいくため、現時点で府からの助言・指導は求めているということでした。

大阪府としては、八尾市の協議会運営方法には課題があると感じているため、八尾市の担当者への働きかけと共に、機会がありましたら、八尾市の主任相談支援専門員の方にもお話を伺うなど、引き続き、見直しに向けたアプローチを今後も続けていきたいと考えております。ヒアリングの結果は以上となります。

続きまして、墨字版の 12 ページをご覧ください。点字版は 31 ページ 3 行目以降になります。

地域支援のもう一つの取組みとして実施している、地域自立支援協議会情報交換会についてご説明させていただきます。情報交換会は、地域自立支援協議会を対象として、研修会の実施や好事例の共有、意見交換等を行うことで、地域自立支援協議会の活性化を目指すために、年 2 回、定期的に実施しています。今年度の第 1 回情報交換会は 7 月 24 日に開催し、38 市町村の地域自立支援協議会の構成メンバー約 77 名に参加していただきました。

情報交換会の内容としましては、令和 4 年度の障害者総合支援法の改正により協議会の役割として「障害者等の適切な支援に関する情報共有」について明確化されましたため、障がい者の地域の支援体制の整備を推進していくため、協議会の役割を再度認識する必要があること、また、前回の情報交換会のアンケートにおいて、「地域課題の抽出・解決方法について知りたい」「自立支援協議会の好事例について知りたい」等の意見が多数あったことから、今年度は「地域課題の抽出・解決方法」をテーマに、大阪府相談支援アドバイザーで、本日ご出席いただいている委員から、講義を行っていただきました。その後、1 グループ 8 名から 10 名程度の少人数にわけ、計 8 グループがそれぞれ情報交換を行いました。また、好事例として、先ほど紹介させていただきました交野市からも、アドバイザー派遣を受けてのその後の取り組み・変化についての報告ということで発表いただいております。

最後に、墨字版の 13 ページをご覧ください。点字版は 33 ページ下から 5 行目以降となります。

自立支援協議会としてではございませんが、大阪府として実施しているアドバイザー派遣についてでございます。

市町村自ら派遣依頼をする場合は、市町村によって、短期間での派遣依頼や、内容も単発の講義のような依頼など様々なケースがございますが、アドバイザーを派遣し、大阪府とし

て各地域の協議会を支援しておりますので、本来であれば自立相談支援センターよりご報告させていただくところでございますが、本日、担当が体調不良とのことで、代わりに私の方から報告させていただきます。

アドバイザー派遣につきまして、市町村から申し込みがありました申請型の派遣内容についてご報告をさせていただきます。

今年度は、熊取町及び岬町へ申請型によるアドバイザー派遣を行っております。

まず、熊取町でございます。

熊取町は令和8年10月に基幹相談支援センターの設置に向けて準備を進めておられ、設置に伴う助言を行うべくアドバイザー派遣を実施しております。令和6年8月からアドバイザー派遣を開始し、昨年度は町に求められる基幹相談支援センターの役割整理の講義や内容の検討をおこないました。今年度も引き続き、基幹相談支援センターの役割整理を行い、そして障がい者相談支援事業の事業内容と役割分担の整理・検証についても議論をしてきました。今後は、主任相談支援専門員や自立支援協議会について、役割や機能を確認するとともに、出席者から事例を出してもらい「個別課題から地域課題の抽出をする」ことを目的とした検討会の進め方に対して、アドバイザーより助言をおこない、関係者で議論を進めていきます。

熊取町へのアドバイザー派遣については、今後も継続したいと考えております。

続きまして、岬町でございます。

熊取町と同様に令和8年10月頃に基幹相談支援センターの設置に向けて準備を進めておられ、設置に伴う助言を行うべくアドバイザー派遣を実施しております。令和7年2月からアドバイザー派遣を開始し、昨年度は基幹相談支援センターを含む相談支援体制の役割等について講義を行い、関係者の共通理解を図ってきました。今年度も、行政担当者と委託相談支援事業所、基幹相談センター受託予定者が参加し、基幹相談支援センターの事業内容と役割整理をおこない、また、運営方法や設置への準備についても関係機関の皆さんが具体的なイメージを持てるような議論がなされました。今後は、町内での予算要求や設置要綱の制定など事務的な手続きへ移行することになったため、アドバイザー派遣は8月で終了となっております。基幹相談支援センターが開設された後のフォローについては、必要に応じて派遣を検討することを岬町にも伝えております。

申請型のアドバイザー派遣に関する報告は以上でございます。

最後に、事務局からの情報提供でございます。

11月に開催されます、厚生労働省主催の全国ブロック会議の東海・近畿ブロックにおきまして、大阪府の自立支援協議会での取り組みについて、好事例として発表することとなっ

ております。協議会の概要や、協議会でやっている事業、地域協議会へのアドバイザー派遣事業や市町村関係職員の情報交換会の実施状況について、発表する予定としております。

以上で、資料1についてのご報告とさせていただきます。

○会長

ありがとうございます。

好事例としてブロック会議で報告されるということで、今初めて聞いたんですけれども、これまでアドバイザーの皆さんが頑張ってくれたということで、全国の皆さんにお伝えできるかなと思います。

今ありました説明に関しまして、ご意見ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

たまたま熊取町の方にお会いする機会があったんですが、アドバイザーの方に来ていただいて、今ちょうど基幹相談支援センターをつくる準備をしているという話もしていただきましたので、前回、自立支援協議会でまだ基幹相談支援センターが設置されていない町がいくつかあった中の熊取町、岬町かなと思いますので、順調に進んでいただけたらなと思っております。ありがとうございます。

では、次に進めていきたいと思います。次の議題は部会報告なんですが、そこにいく前に、令和5年3月に協議会として意見をまとめました「地域における障がい者等への支援体制」に関して、事務局の方から少しご説明をいただきたいと思います。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。

実態調査等の内容につきましては、資料2に掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、「施設入所の待機者に関する実態調査」についてでございますが、本協議会におきまして、地域全体で障がい者を支える仕組みの構築について議論をいただき、提言を取りまとめていただいております。本提言を踏まえまして、令和5年度から施設入所の待機者に関する実態調査を実施しており、今年度も引き続き調査を実施しているところです。また、その調査結果等を踏まえまして、現在の大阪府の取り組み状況を報告させていただきます。

この調査は、令和4年度の本協議会において、地域全体で障がい者を支える仕組みの構築についてご議論いただきまして、取りまとめられた提言、こちらに基づき、令和5年度より実施しているものでございます。待機者や地域における相談体制の実態を把握し、地域移行推進に向けた今後の方策を検討することを目的としており、令和6年度調査の結果は昨年度の第2回協議会において報告させていただいたところでございます。

令和7年度につきましても、府内市町村を対象に、引き続き実施しております。令和7年度の調査では、昨年度の調査を掘り下げ、令和6年度中に待機者でなくなった方について、その理由ごとの人数を聞いております。また、施設入所を待機する方の入所希望時期についての項目も追加しています。調査結果については、現在集約を行っているところでござい

す。

次に、「令和7年度主要事業（知事重点事業）」について説明をいたします。

こちらは提言や先ほどの調査結果を受けて、令和6年度から実施している事業で、障がい者が地域で安心して生活するための市町村及び事業所等への支援強化として、令和7年度も引き続き、知事重点事業として実施しています。

まず、1つ目の地域生活促進アセスメント事業についてです。

令和6年度は、施設への入所待機者や入所者の地域生活を促進するため、「地域生活促進アセスメントマニュアル」等の相談支援ツール（案）を作成しました。令和7年度は、府内8市町において、作成したマニュアル等相談支援ツールをモデル実施し、その結果を踏まえ、マニュアル最終版を作成することとしております。

2つ目の事業は、大阪府版強度行動障がい専門支援モデル普及事業でございます。

これは、強度行動障がい者への専門的な支援力を向上するため、府内の事業所に府立砂川厚生福祉センターで開発した支援モデルを普及するものでございます。令和7年度は、令和6年度とは別の3事業所へ同様のコンサルを実施し、引き続き民間事業者の支援力向上に努めてまいります。

3つ目の事業は、地域生活推進事業費補助金です。

これは、地域生活推進の機運上昇及び取組みの横展開と底上げを図るため、地域生活推進に向けた本人・家族・事業所等の意識醸成を図る普及啓発や施設及びグループホーム等の連携を通じた地域生活推進の実践を行う法人等による取組みに必要な経費を助成するものです。令和7年度については、令和6年度の内容を踏まえ、府内全域における普及啓発の取組みや、事業所が連携してアプローチする実践モデルの実施及び事業所の支援力向上に取り組む事業者を支援することとしています。

最後、4つ目の事業は、重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金です。

これは、重度障がい者の地域生活を支援するグループホーム及び短期入所事業所を拡充するため、事業者に対し、受入に必要な環境整備に係る費用を助成するものです。令和6年度に引き続き、令和7年度も重度障がい者を受け入れるグループホーム及び短期入所事業所を支援していくこととしています。

資料2にかかる報告は以上となります。

○会長

ありがとうございます。

では、議題の二つ目の「各部会の活動報告について」、各部長の方から順にご説明をさせていただきたいという風に思いますが、今事務局の方から説明がありました、資料2の令和7年度主要事業が各部会の中の事業に組み込まれている部会もあると思いますので、その部会に関しましては、事業に関する補足等あれば、あわせてご報告いただけたらと思います。

では、資料は前後いたしますが、まず、本日オンラインでご出席いただいております委員

が部会長の「高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」より、活動報告をお願いいたします。

○委員

高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会 部会長でございます。

まず最初に、令和6年度の状況について、報告させていただきます。

令和6年度第2回の自立支援協議会で報告させていただいた部分は割愛いたしまして、第2回の部会報告からさせていただきます。

第2回の部会の開催実績と進捗状況でございますが、第2回部会は、3月27日に開催しました。令和6年度に、地域支援ネットワークの再構築のための研修を実施した北河内圏域の活動報告や大阪府の後方支援の状況及び上記研修を次年度大阪市圏域及び豊能圏域で実施予定であるため、その調整状況の報告、理解促進のための普及啓発の取組み状況や今後の方向性について議論するとともに、高次脳機能障がい児の実態調査結果及び結果を踏まえた支援ツールの活用についても議論を行いました。委員の方からは、「地域別実践研修について、高次脳のことを理解している障がい福祉サービス事業所が増えてきた。」「子どもの高次脳機能障がいの実態調査について、子どもの高次脳機能障がいは結構いるという印象だ。」などの意見がありました。

続いて、令和6年度の検討結果としましては、北河内圏域及び三島圏域において、関係機関を集めての実践研修の開催など、地域支援ネットワークの再構築に向けての取組が進み、高次脳機能障がいの理解促進のため、啓発動画の作成やイベントの開催を行いました。また、高次脳機能障がい児の実態調査を行い、その結果を受けて支援ツールを作成し、今後、関係機関に配布し、理解促進に努めます。令和7年度についても、引き続き同様のテーマで検討しているところです。

令和6年度の高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の活動報告は以上です。

続きまして、令和7年度の活動報告をさせていただきます。

今年度の検討テーマとしては、高次脳機能障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、各支援機関のネットワークを構築することを目標とし、昨年度はその取組みの妥当性や今後の方向性について議論を行い、今年度は実際の取組状況を報告します。また、子どもの高次脳機能障がいの普及啓発の取組みについても議論を行うこととしております。

部会の開催実績と進捗状況でございますが、第1回部会は、令和7年9月18日に開催し、今年度の検討テーマの各取組の進捗状況を事務局から報告いただき、内容の評価や今後の方向性について議論をしました。

進捗状況としましては、今年度、9月6日に北河内圏域、9月30日に豊能圏域、10月10日に中河内圏域でそれぞれ地域支援ネットワークの再構築のための研修を実施しました。大阪府としても周知等の后方支援を行っています。理解促進のための普及啓発としては、

令和7年6月14日土曜日に、公民連携の取組みとして、イオンモール四條畷にて、普及啓発イベントを開催しました。当日のイベント内容としては、高次脳機能障がいに関するミニ講義や脳トレ体験、作業所の作品展示や無料相談会を開催し、もずやんやミャクミャクとの撮影会も合わせて行いまして、多くの方々にご参加いただきました。

第2回部会は、令和8年2～3月に開催予定で、引き続き、地域支援ネットワーク、普及啓発等並びに子どもの高次脳機能障がいについて、取組状況をご報告し、効果的な普及啓発のあり方について議論を行っていただくこととしています。

令和7年度の高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の活動報告は以上です。

○会長

ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では続けて、「ケアマネジメント推進部会」の活動報告について、委員からお願いいたします。

○委員

ケアマネジメント推進部会からご報告させていただきます。

まず、ケアマネジメント推進部会は、相談支援の中核的役割を果たす基幹相談支援センターの機能強化や、地域の実情に応じた相談支援の体制整備を支援するということを目的に、相談支援体制の強化・充実を図るための部会でございます。

これまでに、市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化についての提言や昨年度は「大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン」において、主任相談支援専門員の役割というものを追記して、市町村へ発出をしております。

令和6年度については、この育成ビジョンについての検討ということを前半に行いまして、後半からは、先ほどから出ておりますアセスメントシート、これ2種類ございまして、地域の相談支援アセスメントというものと、地域生活促進のアセスメントという2つのアセスメントシートについての案の検討を行い、また、それについてのワーキンググループ、これは特に地域生活促進のアセスメント事業のワーキンググループというものを設置して、そちらの方で案を検討していただき、ケアマネジメント部会でも検討を行っております。

令和7年度については、8月7日に実施をしております。まず、相談支援地域アセスメントシートの内容について議論をしております。このアセスメントシートについては、元々は、アドバイザー派遣の中で、地域状況を分析するアセスメントシートとして活用されていたものを使っているものになります。これによって、各市町村における基幹、委託、相談支援の実態、指定特定、また、障がい児の相談支援の実態ということも見えてきますし、自立支援協議会の活動状況というものも一定見えるようになり、各市町村の比較ができるようになるかと思っております。既に市町村の方には送られており、12月には返却されて、

今回のケアマネジメント部会の方でその状況というのを一定検討できるのではないかと思っております。また、地域生活促進アセスメント事業というものについては、3つの種類の中でアセスメントシートが策定をされているものになります。1つは入所中の利用者の方の地域移行のためのアセスメント。もう一つは、施設入所を待機されている方の入所状況であったり、その方の生活状況をアセスメントするシート。もう一つが、強度行動障がいの方のアセスメントシートという、3つの種類になっております。こちらの方は、先ほども申しました、8人の方のワーキンググループの中で、既にモデル的に実施をされており、また、その案についてのアセスメントシートの検討ということで、今行っているところでございます。3月に、今年度中にこのアセスメントシートを完成するというので、マニュアルを作る予定としております。8月の議論については、以上2点が中心になってはいたんですが、委員の方から、やはりそもそもの相談支援の体制や人材育成というところに大きな課題があるということで、次回の方ではそういうところも含めて検討できたらと思っております。

先ほど委員の方からもありましたように、例えば相談支援の人材育成ビジョンについて、主任相談支援専門員の役割ということは一定明記しておりますが、加算との体制というところでの整理ということであったり、また、各市町村の三層構造というところの実態が今後分かってきますので、それに合わせた人材育成であったり、自立支援協議会の在り方の中で相談支援をどのように位置づけていったらいいのかということを検討する必要があるだろうという風に考えております。

以上で、ケアマネジメント推進部会のご報告とさせていただきます。

○会長

はい、ありがとうございます。ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

かなりたくさんの方をやっていただいて、大変かと思いますが、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

では、引き続きまして、就労支援部会の活動報告について、部会長が本日欠席ですので、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局

就労支援部会の事務局を担当しております、自立支援課就労支援グループからご説明させていただきます。

就労支援部会ですが、工賃向上委員会というのも含めて行っておりまして、就労支援部会を年2回、工賃向上委員会を年3回行っております。テーマといたしましては、就労支援や就労支援の関係機関のネットワークの充実、工賃向上支援というところでテーマを設けて行っております。

令和7年度なんですけど、就労支援部会の方が、夏の末、8月26日に開催させていただきます。

いておりまして、第 1 回の方では、就労支援部会、第 7 期の大阪府障がい福祉計画における成果指標及び活動指標の達成状況というところと、就労移行等連携調整事業についてというところなんですけども、就労選択支援が始まっているという中で、モデル事業を実施していますので、その報告というもの。あとは、第 6 次大阪府障がい者計画の策定に向けてというところでご意見を聴収したというところになっております。内容、中身なんですけども、これまでの進捗状況と今後の予定というところで、現行計画の目標に掲げる見込み量について、令和 6 年度実績の評価・改善点等を審議いただいた。令和 7 年度 10 月から始まる就労選択支援については、府で実施しているモデル事業等の取組を報告し、地域ネットワークや市町村の課題、指定希望事業所の現状報告をさせていただいて、意見を聴取させていただきました。次期計画の策定におきましても、現行計画策定からの状況変化等を踏まえた計画となるよう、課題等について意見をいただきましたという中で、主な委員のご意見として記載させていただいておりますのは、本人が働こうと思える教育環境づくりが必要であるという中で、一方では、無理して、頑張っ、障がい者の方、自分に合っている仕事を与えられたとなったら無理してでも働いてしまう現状というのもあるというところもあるので、そうやって無理して働き続けるのではなく、安心して職場を辞めて、次の選択をしやすいような社会であってほしいといったご意見、また、障がい種別には、いろいろな就労のめざすべき姿は違ってくるというのとも言えますよねというところであったりとか、就労選択支援事業については、理念が重要ですよというところで、指定を取った事業者が安易に特定の事業所に誘導することなく、本人の、理念の中で謳われているような、本人の希望が叶うというような選択ができるようにする必要がある、というご意見。現状の、就労継続支援 B 型事業所が急増していますという中で、あまり良くないと言われているような事業所も増えてきているのではないかとのご意見であったりとか、在宅就労も増加してきているという現状もある中で、在宅就労のアセスメントをするには、スキルというのが十分必要となってくるというところ。重度障がい者の人が働くことができる事業所を使って、働く枠組みを広げるというところであったり、短時間雇用の好事例も踏まえて、さまざまな就労形態で働けるということを次期計画で打ち出して欲しい、というご意見を頂戴しているところです。

今後の予定ですが、令和 8 年 2 月に開催予定としているところです。次期大阪府障がい者計画と次年度における障がい者就労支援の取組みについて、引き続き意見をいただく予定となっております。

もう 1 点が工賃向上計画の推進に関する専門委員会というのをまた 8 月 27 日に今年度第 1 回を開催させていただいております。内容といたしましては、令和 6 年度の工賃実績と優先調達の実績、令和 6 年度及び令和 7 年度の工賃向上計画事業の取組状況の報告をさせていただきました。また、就労継続支援優良取組表彰というものを令和 4 年度から行っておるんですけども、令和 7 年度についての実施概要について審議をいただいたところです。ご意見いただきました内容といたしましては、工賃額は目標達成しておりますと。優先調達も過去最高としているところだが、さらなる工賃向上に向けては、単価交渉なども必要

となってくるんじゃないかという意見であったり、請負営業研修等において事業所の意識啓発を進めていくということと、発注者側の企業に対しても改革を促していくということを取り組んでいかないといけないんじゃないか、というご意見を頂戴しております。表彰については、新たに基準を設けるということについてご審議いただきまして、今年度、工賃の向上というところだけではなく、他の工夫された取り組みを含めた項目を設けて、現在、応募を募っているという状況です。今後の予定につきましては、12月の方に、10月末まで一定優良取組表彰の募集中でありますので、それをいただいた上で、選定委員会を開催させていただくということになっております。

就労支援部会からは、ご報告以上となります。

○会長

ありがとうございます。ご質問等ございましたらお願いします。

はい、委員お願いいたします。

○委員

はい。今お聞きしていた中で、この10月1日から就労選択支援事業というのが認可が下りて始まったというところで、既に、市町村をまたいで自分のところで就労選択をしませんかとチラシをまいて、送迎もするのでうちに来てくださいというような、そういった誘致合戦が始まっているところも実際に出ております。やはりこの理念に基づいてというお話もあったんですけども、利益誘導ではなく、その人の就労選択が、働いたりお住いいただいていない場所に送迎をして連れていき就労選択を行うこと、本当にそれが正しいことなのかどうかということも含めて、今後、障がいビジネスとしての誘導合戦にならないように、またいろいろと検討していただけたらなと思っております。以上です。

○会長

ありがとうございます。事務局からありますでしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。そうですね、部会の方からも、理念が重要というところで、就労選択支援事業については、国の方からも一定マニュアルが示されておりまして、そのマニュアルの中にも、本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるようなところで、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性にあった選択を支援するということを明記されているところです。また、その進め方についても、実際にご本人さんが就労選択支援事業と併せて、一旦、職業体験をしていただくことであったりも含めて、多機関連携ということを行いますので、その多機関連携の中でいろんなご意見をいただいて、その連携会議の中ではご本人がご出席した中で進めるということが明記されております。

すので、そういったことも十分に事業所の方にご理解いただいて、理念が円滑に進むように、こちらとしても広報等をはじめ、進めていきたいなと思っております。

○会長

はい、ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

○委員

ありがとうございます。

○会長

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続きまして、「障がい者虐待防止推進部会」ですが、部会長は本日ご欠席ですので、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局

障がい福祉企画課です。

部会長がご欠席ですので、事務局からご報告させていただきます。

資料の 4 ページになります。令和 7 年度の開催実績について、今年度の虐待部会につきましては、令和 8 年 2 月に開催を予定しております。厚生労働省の「障害者虐待防止法に基づく令和 6 年度の対応状況等に関する調査」いわゆる国調査ですが、その結果が公表されてからの開催としておりますので、年度末としております。令和 6 年度の国調査は 5 月 26 日に国から依頼が来ましたので、今年度の部会でも大阪府の状況と虐待対応の取組みについて、令和 6 年度の最新のものを報告できると思います。また、大阪府及び市町村の取組みや各参画機関の虐待防止に向けた取組みについての情報を共有する予定です。

これまでの進捗状況と今後の予定について、本部会は障害者虐待防止法第 39 条の「都道府県における関係機関との連携協力体制の整備」の趣旨をふまえ、設置しているため、大阪府の障がい者虐待の対応状況の概要と取組みについて報告も行いますが、大阪府・市町村・関係機関の連携強化方策などについても議論が深まるような工夫を検討して開催しております。今後の府の取組みにつきましては、先ほども触れましたが、令和 6 年度の国調査の結果を踏まえた府の対応状況と取組み状況について取りまとめを行います。また、市町村間での虐待対応力の差が課題であると認識しているため、国の提示する虐待防止研修のカリキュラムを基礎研修とし、事例検討や市町村の課題に応じた内容の演習などを取り入れた府独自のスキルアップ研修や管理職を対象とした研修を行うなど、虐待対応力向上、また虐待防止ネットワークの整備促進の両軸で取組みを行ってまいります。

その他、専門委員会の活用としまして、大阪府所管の障がい福祉サービス事業所等で発生した施設従事者虐待事案に対し、第三者による専門的な視点を取り入れ、事業者指導を行う

ために専門委員会を立ち上げております。構成員は部会長と弁護士、社会福祉士の委員 3 名で構成し、相談が必要な案件が発生した場合に活用することとしていますので、また専門委員会を立ち上げた際には報告させていただきます。以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、続けて、「地域支援推進部会」の報告につきましては、委員の方からお願いします。

○委員

はい。報告の前に、先ほどの虐待防止の部分ですけれども、国調査の検討ですが、次 12 月 3 日に中間報告というか、そのための作業を行っておりますが、速報として、従事者虐待それから養護者虐待ともに過去最多を更新するような勢いであるということを情報提供させていただきたいと思います。

そのうえで、地域支援推進部会のご報告をさせていただきます。墨字資料では 5 ページになりますでしょうか。報告をさせていただきます。地域支援推進部会では、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、保健医療福祉関係者による協議の場の設置を進めるために、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループと基盤整備促進ワーキンググループで、それぞれ検討を行っております。

まず、今年度の開催につきまして、地域支援推進部会を 1 回。各ワーキングは 2 回を予定してございます。すでに、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループを 8 月 21 日、基盤整備促進ワーキンググループを 7 月 25 日に開催いたしました。ワーキングのこれまでの進捗状況と今後の予定についてでございますが、まず、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループについては、8 月の第 1 回ワーキングでは、令和 6 年度の在院患者調査の報告と、大阪府の長期入院精神障がい者退院支援強化事業の取り組み状況の報告がございました。確認された課題として、長期入院患者数は減少傾向。しかしながら、退院患者の 6 割はお亡くなりになられるか、他科へ転院している状況。こういったことを踏まえまして、大阪府長期入院精神障がい者退院支援強化事業による適切な退院促進、地域移行へ向けた活動のさらなる継続が必要であるということ。さらには、高齢化によって、認知症患者が増加しているという現状を踏まえて、当事業の対象者について、改めて整理が必要ではないかということ。そして、転院による、入院期間がリセットされますので、この入院期間のリセット等を踏まえて、大阪府障がい福祉計画の目標の設定について、検討が必要ではないか。そして、病院研修を効果的に行うためには、実施状況を踏まえた検証が必要ではないか。といったことが挙げられました。今後の予定としては、長期入院患者の退院促進、地域移行に向けて、引き続き、支援の強化を継続するとともに、これまで実施した病院研修の効果の検証を行って、より効果的な研修の実施、あるいは、次期計画の策定に向けて、国の動向を踏

まえて、府としての長期入院精神障がい者退院支援強化事業の方向性というものを検討していくという予定としております。2 回目のワーキングは、病院研修の実施状況等を踏まえて、来年、令和 8 年の 2 月頃の開催を予定しております。続きまして、基盤整備促進ワーキンググループなんですけども、7 月の第 1 回ワーキングでは、自立支援協議会で発出されました提言「地域における障がい者等への支援体制について」、この提言を踏まえまして、現在の取組報告、そして、今後の施策の方向性につきまして、三つの検討項目、いわゆる入所時や入所中などの地域移行に向けた働きかけ、次に、障がい者支援施設等のいわゆる支援環境の整備、そして、地域生活支援拠点はどうやって充実・強化していくか、ということに沿いまして、施設入所者のいわゆる待機ですね、待機者に関しての実態調査の内容の検討、それから、地域生活推進に向けた意識の醸成を図る。その実践を行う法人等の取組みを助成していくという、地域生活推進事業費補助金を含めた現在の取組の報告と共に、今後の方向性について議論をいたしました。そこで出た意見として、施設入所者の待機者、この実態調査の項目については、市町村が入所希望者の相談時にどういったことを確認するか、そういった項目を調査項目として盛り込むと。そうすることで、調査時に市町村が回答しやすくなるような工夫をしてはどうかと。あるいは、地域生活推進事業費補助金の実践モデル事業について、重度障がいのある方でも、いろんな機関と連携しながら地域移行ができたんだと、そういう事例があれば、本人・家族・事業所の地域生活推進に向けた意識啓発に繋がるんじゃないかと。さらには、地域生活支援拠点等の整備は、年々進んではいるんですが、今後は、地域生活支援拠点等の周知や運用状況の検証・検討に力点を置いて進めていくことが必要なのではないか、というような意見がございました。

報告の概要は以上ですが、もう 1 点、たとえばこの精神障がい者の部分で、今、地域包括ケアシステムというものがありますけども、正直なところ、「にも包括」ということで、そこにも対応したという、本当はこの言葉が将来的になくなっていくべきというか。そもそも包括というのは全部包括しているはずなんで、それを特だししなければいけないような状況をいつまで続けないといけないのかというのが一つ。基盤整備に関しては、これもおそらく、市町の計画とか府の計画とかにもひょっとしたら使われているかもしれませんが、いわゆる「親亡き後」。あの言葉をいつまで使わないといけないのか。親が先に死ぬのは当たり前なので、その先を見据えて、将来的にこういう言葉を使わなくていいように、どう整備していくのかというようなことが、我々の部会の今後の課題になろうかなというふうに思っております。地域支援推進部会からの報告は以上です。

○会長

ありがとうございます。

ご意見・ご質問ありましたらお願いいたします。

○委員

すみません、質問よろしいでしょうか。

大阪府の方がいらっしゃる時にいろんなところで質問しているんですけども、この基盤整備促進ワーキンググループで、施設の入所者ということで「施設」が出てきますけども、この施設の中に「サ高住」は含まれるんでしょうか？

○委員

はい。ありがとうございます。

現時点で府の調査対象としては、あくまで障害福祉サービスということで、障がい者支援施設を対象としているところでございます。高齢障がいに関する「サ高住」あるいは介護保険施設等は、現時点では、今のところ調査対象とはなっておりません。

○委員

やはり、その辺で、現実には「サ高住」にいろいろな問題があるにもかかわらず、そこが施設として認識されないために、全部ザルのように抜けているというように思います。だから実際には、大阪は「サ高住」が日本で一番多いわけですから、「サ高住」が実質、施設のようにしてふるまいながら、その中は施設のルールはないと。実際に人権侵害もそこで起こっているというので、大阪府としてはなんとか、この「サ高住」も調査対象に入るような法改正というか、条例改正というか、なにかすべきだという風に思っています。意見として述べたいと思いました。以上です。

○委員

はい、ありがとうございます。

最終的には府さんに回答していただくかと思いますが、実際、私も「サ高住」すべてではないですが、非常に悪質な「サ高住」はあるだろうと。これは兵庫県でも同様でございます。このあたり、高齢障がい者が、いわゆるこの制度の網からもれて、非常に劣悪な環境の「サ高住」あるいはサービス事業所にある意味搾取されているということをやって取り組んでいくのかというのが行政としても多分課題かなという風には思っております。貴重なご意見ありがとうございます。事務局さん、助けていただけますか。

○事務局

生活基盤推進課でございます。ご意見ありがとうございます。

おっしゃられるように、高齢分野のところにも、障がい者の方が入所されているというところもあるかと思うんですが、残念ながら現時点では障がいサービスの方を対象とした障がい支援施設の待機者というところで調査をさせていただいております。やはり、この施設の入所待機者に関しましても、先にケアマネジメント推進部会でもご報告にありましたように、地域生活促進アセスメントツール、こちらの方でご本人の状態であるとか、ご本人の

地域生活への思いなど、本人の意向確認を行いながら、支援者とともにご本人さんがどこでの生活を希望し、生活していくのか、ご本人の自己決定を尊重しながら、選択する。どこで支援していくのか、サービスにつなげていくのか、というところをやはり、府としては支援をしていきたいという風に考えておりますので、こういった「サ高住」という高齢障がいといったところが課題というところは大阪府としても課題であるということで認識しております。ご意見ありがとうございます。

○会長

先生、「サ高住」に関する課題提起ありがとうございます。

課題として認識するということですので、今すぐということではないとは思いますが、今後検討していく材料にはなっていくかなという風には思います。のんびり考えているような状況ではないかなと思いますので、しっかり考えていく必要はあるかなと思います。ありがとうございます。

他にご意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では次の部会に移ります。続けて、「発達障がい児者支援体制整備検討部会」です。部会長は本日ご欠席ですので、事務局から報告をお願いします。

○事務局

部会長に代わりまして説明させていただきます。地域生活支援課と申します。よろしくお願いいたします。

発達障がい児者支援体制整備検討部会について、まず令和 7 年度の実施状況ということですが、令和 7 年度の当部会及び各ワーキングにおいて、検討する事項といたしましては、次期障がい者計画策定についての議論が行われているという状況も踏まえ、府で実施しております発達障がい児者総合支援事業の方向性について議論・検討するとともに、市町村における発達障がい児者支援策の取り組み状況について把握・共有をしていくこととしております。開催状況につきましては、検討部会の方、第 1 回を 6 月 24 日に行っております。傘下のワーキングにつきましては、こどもワーキングの方を 8 月 21 日に、成人ワーキングの方を 10 月 6 日に開催しております。資料の方では開催予定となっておりますが、6 日に開催しておりますので、併せてご報告させていただきます。

第 1 回部会におきましては、まず、発達障がい児者総合支援事業の全体的な実施状況のご報告を行いましたうえで、次期計画期間におきまして、さらなる施策の充実を図るという観点から、各事業の取り組み状況及び方向性について議論を行っております。また、市町村における発達障がい児者支援における前年度の取組状況の調査結果の報告を行いました上で、市町村において今後充実させていくべきところや、さらに深掘りして実態調査すべきという点につきまして、検討を行っております。次に、8 月に行いましたこどもワーキングにおきましては、発達障がい児の地域での支援体制整備につきまして、現在の取組状況を報告

するとともに、都道府県及び市町村の役割などを念頭に置きつつ、体制整備に向けて府として取り組むべき支援や課題、それから必要な視点などを広域的観点から検討を行っております。また、発達障がいに係る初診待機解消のための一つとして、現在、医療機関同士の連携体制の構築を目的にした取り組みを行っておりますけれども、その医療機関ネットワーク事業の今後の検討のため、ネットワークの登録医療機関に対する実態調査を行っておりまして、その結果を報告するとともに、次期計画を見据えて、方策の検討を行っております。この医療機関ネットワークへの登録医療機関の現状を踏まえた議論につきましては、こどもワーキングとともに、10月6日に開催しております成人ワーキングにおいても、登録医療機関に対する実態調査の結果を報告したうえで、方策について議論を行っております。また、成人ワーキングにおいては、地域の一時的な相談窓口や支援機関におきまして、発達障がい者への理解を深め、対応力の向上を図っていけるように、相談支援機関の課題やニーズの把握のためのアンケートを実施しておりまして、成人ワーキングにおいてその結果を報告するとともに、支援力向上のための取り組みの方向性について議論を行っているところです。

今後の予定についてですが、第2回の部会を年明け2月に開催し、医療機関ネットワーク事業を含む初診待機解消に向けた施策の方向性及び相談支援機関の支援力向上に関する取り組みの方向性についてワーキングでの議論を踏まえ、部会で議論していく予定としております。発達障がい児者支援体制整備検討部会でのこれまでの取り組み状況と今後の予定については以上となります。

○会長

ありがとうございます。ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

では最後に、「医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会」の報告に関しましては、部会長が本日ご欠席ですので、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

失礼いたします。「医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会」における取組状況等につきまして、部会長に代わりまして、地域生活支援課地域サービス支援グループよりご報告させていただきます。資料ページは最後の7ページになります。

これまでの進捗状況でございますが、当部会におきましては、重症心身障がい児者等とそのご家族が、安心して地域生活を送れるよう、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の支援に関わる医療、福祉等、各分野の専門家と地域の課題やその対応策について検討を行っております。

当部会に基づく取組みといたしましては、令和2年度に、府内各市町村において在宅で生活する医療的ケア児の数を把握する調査を実施したことに始まり、令和4年度には、府内に居住しておられる医療的ケアを必要とする18歳以下の児及びその保護者に対し、実態やニーズを把握するための調査を実施しております。また、令和3年度に施行された医療的ケ

ア児支援法に基づき、医療的ケア児支援センターを開設すべく、当部会に医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループを設置いたしまして、センターが担う役割や機能について検討し、提言をとりまとめていただきました。この提言をもとに、令和5年度に「大阪府医療的ケア児支援センター」を設置し、現在まで支援機関を通じた相談対応や、多職種による地域での連携会議の開催などといった活動に取り組んできております。

今後の予定として記載させていただいておりますが、令和7年度につきましては、第1回会議を10月1日に開催いたしました。医療的ケア児等の支援に携わる医療的ケア児等コーディネーターの後方支援を行う支援拠点の設置についてや令和6年度に実施いたしました重症心身障がい児者実態把握調査の結果を踏まえた、医療型短期入所の拡充や居住支援といった取組みなどについて議論をしていただきました。今後は、いただいたご意見等をもとに、医療的ケア児等コーディネーターによる支援のさらなる拡充や、サービス基盤整備等に取り組んでまいります。なお、第2回会議につきましては令和8年2月頃に開催の予定としております。以上でございます。

○会長

ありがとうございます。ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

全ての部会の報告が終わりましたが、全体を通してでも構いませんので、ご意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

以上で本日の議題が全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

○事務局

ありがとうございます。本日は、委員の皆様には、闊達（かつたつ）なご議論をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会を閉会いたします。

なお、次回、第2回自立支援協議会につきましては、3月中旬ごろの開催を予定しております。また日程調整等ご連絡させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

終了